

お客さま 各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症における入院給付金等の特別取扱いの終了について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

これまで当社では、新型コロナウイルス感染症に関する政府の方針、医療機関の病床のひっ迫状況等を踏まえ、入院をせず、ご自宅・宿泊施設で療養された場合（以下、「宿泊・自宅療養」）などであっても、約款上の入院とみなし、入院給付金または入院保険金（以下、「入院給付金等」）のお支払対象とする特別な取扱い（以下、「みなし入院」）を行ってきました。

今般、2023年5月8日（月）以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に変更すると政府公表を踏まえ、新型コロナウイルス感染症については入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、同日以降に同感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱いを以下のとおり終了いたします。

なお、2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方で、「みなし入院」の対象となる方については、同年5月8日以降もこれまでどおりご請求いただけますのでご安心ください。

お客さま各位におかれましては、何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1. 新型コロナウイルス感染症における入院給付金等の取扱いについて

2023年5月8日（月）以降、新型コロナウイルス感染症と診断され、「宿泊・自宅療養」をされた場合、入院給付金等はお支払対象外となります（「みなし入院」の取扱終了）。

当社約款に定める「入院」の定義に該当する入院をされた場合は、5月8日以降も変わらず入院給付金等のお支払対象となります。

<約款上の「入院」の定義>

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（患者を入院させるための施設を有する診療所に限ります。）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 新型コロナウイルス感染症における入院給付金等のお支払範囲（表内下線部が変更点）

陽性判定日 （診断日）	医療機関へ 入院された場合 （約款における取扱い）	「宿泊・自宅療養」された場合 （特別な取扱い「みなし入院」）	
		重症化リスクの 高い方（※）	左記以外の方
2022年9月25日まで	○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象
2022年9月26日から 2023年5月7日まで	○ お支払対象	○ お支払対象	× お支払対象外
2023年5月8日以降	○ お支払対象	<u>× お支払対象外</u>	× お支払対象外

（※）「重症化リスクの高い方」とは、「①65歳以上の方」「②入院を要する方」「③重症化リスクがあると医師が判断し、かつ、新型コロナ治療薬の処方または酸素投与された方」「④妊娠中の方」になります。

3. 「みなし入院」取扱開始の経緯と今回終了の経緯

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床のひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、宿泊・自宅療養が行われることになりました。宿泊・自宅療養は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、お客さま保護の観点から、「入院」と同等に取り扱う（みなす）特別な取扱いを、社会情勢を踏まえた時限的な措置として開始いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加するなかで、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準となり軽症・無症状の方の割合が高まっている状況であったこと、さらに、政府において、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲が、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定されることとなったことから、当社もこの考え方に沿って2022年9月26日以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払対象を重症化リスクの高い方とする見直しを実施する等、社会情勢の変化や政府の措置を踏まえた対応を行ってまいりました。

そして、今般、2023年1月27日付け新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとなっております。

この「5類感染症」への位置づけ変更に伴い、季節性インフルエンザと同様に、感染者に対して入院勧告・措置の対象ではなくなることから、2023年5月8日以降に診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

なお、政府方針に変更がある場合は改めて当社オフィシャルサイト等にてご案内いたします。

4. ご請求にあたってのお願い

厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、2023年5月7日までに保健所に発生届出が行われ、入力されている場合には、同年9月末まで同機能の利用が可能であるとの発表がなされております。同年10月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期のご請求へのご協力をお願い申し上げます。

5. その他

2022年7月13日付けお知らせ「新型コロナウイルス感染症に関する「災害割増特約」等の約款改定について」[\(こちら\)](#)でお知らせのとおり、同感染症が「5類感染症」に位置づけられた場合、特定の感染症を保障する「災害割増特約」等の約款に定める感染症の定義に該当しなくなるため、5月8日以降に新型コロナウイルス感染症でお亡くなり等なられた場合、それら商品の保険金等はお支払対象外となります。

6. お問い合わせ先（営業時間：月～金 9:00～18:00／土曜日 9:00～17:00（日・祝日・年末年始除く））

三井住友海上あいおい生命保険で、ご加入のご契約者さま	新型コロナウイルス感染症に関するお問い合わせ 0120-321-904
三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保から、契約移行されたご契約者さま	保険金請求受付センター 0120-321-288

以上